

## はじめに

都営住宅、地域特別賃貸住宅、特定公共賃貸住宅（以下「都営住宅等」と表します）は、公営住宅法や東京都営住宅条例等に基づいて、国と都が協力して建設した都民共有の大切な財産です。そのため、一般の民間借家とは異なったいろいろな制限や義務が定められています。

都営住宅では、高額所得者として認定されると明渡請求の対象となりますのでご留意ください。

また、団地における共同生活では、一般的な住宅と異なり、集会所や団地内広場など共同施設の維持管理、その他の日常生活のいろいろなことについて、お住まいのみなさん同士の約束ごとやとりきめが必要となります。

このしおりはみなさんにぜひ知りたいこと、守っていただきたいことを簡単に解説したものです。目につきやすいところにおいて、隨時活用してください。

東京都及び東京都住宅供給公社では、今後とも、よりよい住宅管理を目指してまいりますので、みなさん各自がお互いの生活を尊重しながら協力しあい、快適な団地生活を送れるようにしましょう。

※ このしおりの内容は、令和5年4月時点のものです。法令及び条例等の改正により基準や許可要件が変更になる場合があります。

変更点が生じたときや、みなさんが都営住宅等を使用する上で、知りたいことなどについては、毎月1回発行している広報紙「すまいのひろば」でお知らせします。

また、「すまいのひろば」の日本語版及び外国語版（英語、中国語、韓国語）を東京都住宅供給公社のホームページに掲載しています。